

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第80回

債権保全・回収 (2)

前回は、債権とは何かについて説明するとともに、金銭債権の保全・回収の重要性についてお話ししました。
今回は、金銭債権の保全の方法について説明します。

金銭債権の保全の方法

金銭債権の保全とは、前回のコラムでも説明したように、金銭債権をより確実に回収するために様々な方策のことを言います。

ここで重要となるのは、取引の相手方等から、広い意味での「担保」を取り、優先的に弁済を受ける権利を得ることです。以下、担保の種類や内容について説明します。

人的担保・物的担保

担保には、人的担保と物的担保があります。

人的担保とは、債務者以外の人がその財産をもって責任を負うもので、保証人や連帯保証人がこれに当たります。

物的担保とは、特定の物を担保として提供してもらうものであり、抵当権や質権などがあります。

人的担保 (保証人) について

債権者は、保証人との間で保証契約を締結することで、取引の相手方 (主債務者) が支払わないときに、保証人に請求して金銭債権の回収を図ることができます。

保証人には、単なる保証人と連帯保証人があり、両者には違いがあります。

債権者から支払いを求められた場合、単なる保証人は、債権者に対し、「先に主債務者に請求してください」と主張したり、「主債務者は十分な資産を持っているので、まずはその資産に対して強制執行をして回収してください」と主張することができます (前者の主張を「催告の抗弁」、後者の主張を「検査の抗弁」と言います)。

また、単なる保証人が複数いる共同保証の場合各保証人は、債権者に対し、その人数で頭割りした金額の支払義務を負うこととなります (これを「分別の利益」と言います)。

他方、連帯保証人の場合、前記の抗弁や分別の利益がなく、単なる保証人よりも責任が重いことから、債権者の立場からすれば、連帯保証人の方が回収しやすいこととなります。

根保証について

根保証とは、債権者と主債務者との間で行われるさまざまな取引から生じる不特定多数の金銭債務について、保証人が将来にわたって責任を負うというものです。

普通の保証の場合、主債務者が債権者に対して保証の対象となった金銭債務を支払うと、保証人の責任も消滅することになります。

他方、根保証の場合は、債権者・主債務者間の不特定多数の取引から生じる金銭債務を対象としているので、主債務者が債権者にある取引により生じた金

銭債務を支払っただけでは、保証人の責任は消滅しません。その後、別の取引により金銭債務が生じると、保証人はそれについても責任を負うこととなるのです。

このように、債権者の立場からすれば、「粹としての保証」である根保証の方が有利になります。

なお、保証契約は書面で行う必要があります。口頭での契約は無効とされています。また、根保証では、保証の限度額や期間等が規制されている場合がありますので、ご注意ください。



田中伸山
山下江法律事務所、副所長・弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害 (損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします
〒730-0012 広島市中区上/丁堀 4-27 上/丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

- ☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など
- 企業法務専門サイトあります <http://www.hiroshima-kigyo.com>

- ◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
- ◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
なやみよまるく 0120-7834-09